

船員災害防止活動の促進に関する法律施行規則

1. 案内情報

- 手続名 : 総括安全衛生担当者を選任すべき事由に関する届出
手続根拠 : 船員災害防止活動の促進に関する法律施行規則第3条
手続対象者 : 総括安全衛生担当者を選任した船舶所有者であって、常時使用する船員の数が100人未満となったとき。
提出時期 : の状況になったときは遅滞なく。
提出方法 : 主たる船員の労務管理の事務を行う事務所の所在地を管轄する地方運輸局長へ提出する。
手数料 : なし
添付書類・部数 : なし
申請書様式 : なし
記載要領・記載例 : 提出先となる運輸局にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先

北海道運輸局船員部労働基準・安全衛生課	0 1 3 4 - 2 3 - 4 2 1 5
東北運輸局船員部労働基準・安全衛生課	0 2 2 - 2 9 9 - 8 8 6 3
新潟運輸局船舶船員部労働基準・安全衛生課	0 2 5 - 2 4 4 - 6 1 1 6
関東運輸局船員部労働基準・安全衛生課	0 4 5 - 2 1 1 - 7 2 3 2
中部運輸局船員部労働基準・安全衛生課	0 5 2 - 9 5 2 - 8 0 2 6
近畿運輸局船員部労働基準・安全衛生課	0 6 - 6 9 4 9 - 6 4 3 2
神戸海運監理部船員部労働基準・安全衛生課	0 7 8 - 3 2 1 - 7 0 5 5
中国運輸局船員部労働基準・安全衛生課	0 8 2 - 2 2 8 - 8 7 0 1
四国運輸局船員部労働基準・安全衛生課	0 8 7 - 8 2 5 - 1 1 9 5
九州運輸局船員部労働基準・安全衛生課	0 9 3 - 3 3 2 - 8 0 8 5
沖縄総合事務局運輸部海運第二課	0 9 8 - 8 6 6 - 0 0 3 1

受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口：上記提出先

3. 手続情報

- 審査基準 : -
標準処理期間 : -
不服申立方法 : -